

貸 金 庫 規 定

貸金庫規定

第1条（格納品の範囲）

- (1) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。
 - ① 公社債券、株券、その他の有価証券
 - ② 預金通帳・証書、契約証書、権利書、その他の重要書類
 - ③ 貴金属、宝石、その他の貴重品
 - ④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの
- (2) 当金庫は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をお断りすることがあります。
- (3) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。
 - ① 現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの
 - ② 危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの

第2条（利用目的の確認）

- (1) 貸金庫の契約の締結または利用等に当たっては、借主は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が第1条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当金庫の定める方法で、申出を行うこととします。
- (2) 貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影や利用時の職員立合い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。

第3条（契約期間等）

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとし、契約期間満了日までに借主または当金庫から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

第4条（使用料）

- (1) 貸金庫の使用料は、別に定める手数料一覧記載の料率により1年分を前払いするものとし、毎年4月の当金庫所定の日に、借主が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ使用料に充当します。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1ヵ月として、その月から月割計算により支払うものとします。
- (2) 使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。
- (3) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料を月割計算により返戻します。

第5条（鍵・カードの保管）

- (1) 貸金庫に付属する鍵正副2個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵（予備鍵）は当金庫本部において、保管します。ただし、自動開閉貸金庫は鍵の他にセーフティカードを使用し、鍵と共にこれを借主が保管します。
- (2) 副鍵（予備鍵）は、次に掲げる場合に限り、当金庫所定の手続を経て使用することができるものとします。
 - ① 借主が正鍵を紛失した等、錠前の交換が必要な場合
 - ② 本規定第14条5項に基づき当金庫が貸金庫を開庫することができる場合
 - ③ 本規定第16条に定める緊急措置の場合

第6条（生体認証）

- (1) 生体認証とは、貸金庫取引において本人または借主があらかじめ届け出た代理人（以下、「代理人」といいます）本人であることの確認手段の一つとして用いる認証方法をいい、生体認証システムに対応した自動開閉貸金庫を利用する場合に選択をすることができます。
- (2) 生体認証は、借主または借主があらかじめ届け出た代理人の生体情報を、貸金庫取引の契約時に、当金庫所定の手続によって登録（登録した生体情報を「生体認証データ」といいます。）し、貸金庫利用時に、当該生体認証データと当該利用者の生体情報とを照合することによって認証を行います。

第7条（貸金庫の開閉等）

- (1) 貸金庫の開閉は、借主または代理人が正鍵を使用して行ってください。また、自動開閉貸金庫は、正鍵及びセーフティカードを使用し、事前に登録した場合は、暗証番号の入力や生体認証を行ってください。
- (2) 開庫にあたっては、当金庫所定の貸金庫開閉票に届出の印章により記名押印して提出してください。ただし、

自動開閉貸金庫をご利用の方は貸金庫開閉票は不要です。なお、閉庫後は貸金庫の施錠を確認してください。

(3) 格納品の出し入れは、当金庫所定の場所で行ってください。

第8条 (届出事項の変更等)

(1) 印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。正鍵・セーフティカードを失ったとき、もしくは毀損したときも同様とします。

(2) 届出のあった名称、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第9条 (印章、鍵・セーフティカードの喪失時等の取扱い)

(1) 印章もしくは正鍵・セーフティカードを失った場合は直ちに当金庫所定の事故届によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(2) 印章もしくは正鍵・セーフティカードを失った場合の貸金庫の開閉は、当金庫所定の手続をした後に行ってください。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

(3) 正鍵もしくはセーフティカードを失った場合または毀損した場合は、錠前・セーフティカード等の取替えに要する費用を支払ってください。なお、当金庫が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

第10条 (印鑑照合等)

貸金庫開閉票、諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて開庫その他の取扱いをしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。なお、使用される鍵・セーフティカードについて当金庫は確認する義務を負いません。

第11条 (損害の負担等)

(1) 災害、事変その他の不可抗力の事由または当金庫の責めによらない事由により、貸金庫設備の故障等が発生した場合には、貸金庫の開庫に応じられないことがあります。このために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(2) 前項の事由による格納品の紛失、滅失、毀損、変質等の損害についても、当金庫は責任を負いません。

(3) 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

(4) 貸金庫の開閉に当たり、当金庫所定の認証機器によって借主または代理人の生体情報と当該生体認証データとの一致が確認された場合、これにより借主に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第12条 (取引の制限等)

(1) 当金庫は、借主または代理人の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。借主または代理人から正当な理由無く指定した期限までに回答いただけない場合には、貸金庫の開閉等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。

(2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する借主または代理人の回答、具体的な取引の内容、借主または代理人の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、貸金庫の開閉等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。

(3) 日本国籍を保有せず本邦に居住している借主または代理人は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当金庫の指定する方法により当金庫に届け出るものとします。当該借主または代理人の当金庫に届け出た在留期間が経過したときは、貸金庫の開閉等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。

(4) 借主または代理人が氏名(名称)、住所その他の届出事項に変更があったにもかかわらず、当金庫への届出を怠ったために当金庫からの連絡が不能となった場合、貸金庫の開閉等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。

(5) 前4項に定めるいずれの取引の制限についても、借主または代理人からの説明にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

第13条 (反社会的勢力との取引拒絶)

貸金庫は、後記第14条第3項第1号、第6号AからFおよび第7号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第14条第3項第1号、第6号AからFまたは第7号AからEの一にでも該当する場合には、

当金庫は貸金庫の契約をお断りするものとします。

第14条（解約等）

- (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵・セーフティカードおよび届出の印章を持参し、当金庫所定の手続をしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵・セーフティカードまたは届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第9条に準じて取扱います。
- (2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。第3条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。
 - ① 借主が使用料を支払わないとき
 - ② 借主について相続の開始があったとき
 - ③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
 - ④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
 - ⑤ 借主または代理人がこの規定に違反したとき
 - ⑥ 法律上的人格または行為能力を喪失したとき
 - ⑦ 当金庫の信用名誉を毀損しまたは損害を与えたとき
 - ⑧ その他前号に準ずる行為があったとき
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫は貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。
 - ① 借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② この貸金庫の借主が存在しないことが明らかになった場合または貸金庫の名義人の意思によらずに契約されたことが明らかになった場合
 - ③ 当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行なうにあたって借主または代理人について確認した事項および第12条第1項、第3項に定める借主または代理人の情報等の各種確認や提出された資料に関し、偽りがあることが明らかになった場合
 - ④ この貸金庫契約がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引等に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ⑤ この貸金庫契約が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ⑥ 借主または代理人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F. その他前AからEに準ずる者
 - ⑦ 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次のAからEに該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - E. その他前AからDに準ずる行為
- (4) 前3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第4条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当金庫はこの不足額を明渡しの日第4条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。
- (5) 第1項から第3項の明渡しが3ヵ月以上遅延したときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理しもしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。

なお、当金庫は貸金庫の開庫に際して公証人等の立会いを求めることができるものとします。これらに要す

る費用は借主の負担とします。

- (6) 使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当金庫からの請求がありしだい支払ってください。

第15条（貸金庫の修繕、移転等）

貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当金庫が格納品の一時引取りまたは貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

第16条（緊急措置）

法令の定めるところにより貸金庫の開庫を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫し臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害については当金庫は責任を負いません。

第17条（譲渡、転貸等の禁止）

貸金庫の使用権は譲渡、転貸または質入れすることはできません。

第18条（保証人）

保証人は、この契約から生ずるすべての債務について借主と連帯して履行の責めに任ずるものとします。この契約が継続された場合も同様とします。

第19条（規定の変更等）

- (1) この規定は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合は、当金庫において、ホームページ掲載その他相当の方法で公表することにより、各条項の変更または条項の追加ができるものとします。
- (2) 前項の変更または追加がされた条項は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以上